

令和8年8月吉日

お客さま各位

関信用金庫

「身寄りのない預金者の預金払戻事務手数料」の新設について

平素より、関信用金庫をご利用いただきありがとうございます。

さて、この度、当金庫では、「身寄りのない預金者の預金払戻事務手数料」を新設させていただきます。

今後ともサービスの充実をはかるとともに、利便性の向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 取扱開始日

令和8年9月1日（火）より

2. 新設する手数料

【新設】身寄りのない預金者の預金払戻事務手数料（消費税込）

対象取引	手数料
身寄りのない預金者の預金払戻事務手数料	3,300円

※身寄りのない方が亡くなられた場合において、火葬等を実施する方がいらっしゃらないときは、死亡地の自治体（市区町村）が火葬等を実施し、その費用を肩代わりされることとなりますが、自治体が火葬等の費用を肩代わりした際に、亡くなられた方の預金を火葬等に要した費用に充当する払戻等の手続きを当金庫が実施した際に、自治体に対して発生する手数料です
（身寄りのない預金者からいただく手数料ではありません）

以 上



関信用金庫